

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年ー2 (3.2.22)	福祉保健	国立病院の機能強化を求める意見書の提出について ▶陳情理由 戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大によって、日本の感染症対策のみならず、医療体制そのもののぜい弱さが浮き彫りとなった。 また、新型コロナ患者の受け入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになった。このように経営問題等を考えれば、新興感染症の患者受け入れは公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状である。 国民のいのちと健康を守るのは国の責務である。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要であると考えます。 また、新型コロナまん延時には、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできなかった。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥った。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況になることがないように、国が責任を持って対策に取り	全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	不採択 (3.3.26)

**本会議(R3.3.26)委員長報告
会議録暫定版**

本県では、地域の実情や患者のニーズに応じて、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく提供される体制を確保するため鳥取県地域医療構想を平成28年12月に策定し、取組を進めているところであります。

そして、将来に向けた地域医療提供体制の充実と確保を図るため、国庫補助金や国庫を財源とした地域医療介護総合確保基金などを活用し、病床の機能分化・連携、急性期医療の充実に関する設備整備などの医療機関の取組に対して支援を行っていること。

また、新型コロナウイルス感染症に関しても、空床確保単価や診療報酬の引き上げ、院内感染対策設備への支援など、国及び県において様々な支援を実施しているところであることから、不採択と決定をいたしました。

福祉生活病院常任委員会・陳情

		組む必要がある。 ▶陳情事項 鳥取県議会から関係機関に対し、国立病院の機能強化で、国が憲法第25条に保障された国民の生存権を保障するとともに国の社会的使命を果たすよう次の事項等を求める意見書を提出すること。 1 新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を次のとおり機能強化すること。 (1) 国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。 (2) 大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。 2 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。 3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情